

**女性の職業生活における活躍の推進に関する法律にかかる
太田市外三町広域清掃組合特定事業主行動計画**

後期（令和3年度～令和7年度）

令和3年4月

太田市外三町広域清掃組合

太田市外三町広域清掃組合管理者

- 1 はじめに
 - (1) 目的
 - (2) 計画期間
 - (3) 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等
- 2 女性職員の活躍推進に向けた数値目標
- 3 目標を達成するための取組み
 - (1) 職員一人当たりの超過勤務時間
 - (2) 本組合職員に占める女性職員の割合
 - (3) 年次有給休暇の取得日数
- 4 実施状況等の公表

1 はじめに

(1)目的

平成27年9月に、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現するために、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」といいます。）が公布されました。この法律において、地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならないと定められているとともに、事業主としてその雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施することに努めるよう求められています。

太田市外三町広域清掃組合は、平成17年3月28日の組織改編後より10年が経過し、効率的・効果的な組織運営に努めてきたところですが、本組合がより一層飛躍するために、法律の趣旨はもとより、女性職員が能力を十二分に発揮し、その個性を輝かせ、さらなる活躍を推進するために女性活躍推進法第15条の規定に基づき、特定事業主行動計画を策定します。

(2)計画期間

女性活躍推進法は、令和8年3月31日までの時限法です。本計画においては、計画に実効性をもたせるため、平成28年4月1日から令和3年3月31日までを前期計画期間とし、令和3年4月1日から令和8年3月31日までを後期計画期間として取り組みます。

(3)女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本組合では、職員に対し、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、女性活躍推進法に関する各種制度を提供するとともに行動計画の内容を周知していきます。

所属長は、女性活躍推進法に関する職員の意識向上を促すとともに職場環境の整備を再点検し、本計画の推進に努めるものとします。本計画の実施状況については、職員の意識及び社会情勢の変化に伴い、計画の推進や見直し等を図っていくこととします。

2 女性職員の活躍推進に向けた数値目標

女性活躍推進法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号）第2条に基づき、職員の区分に応じ、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行い、その結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定することとします。

なお、この目標は、本組合におけるそれぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題と考えられるものから順に掲げるものとします。

（1）職員一人当たりの超過勤務時間

令和7年度までに、常勤職員の平均超過勤務時間（振替を除く）を令和元年度の実績（月5.7時間）から1割以上縮減し、月5.1時間以下にします。

（2）本組合職員に占める女性職員の割合

令和7年度までの5年間において、職員のうち女性職員の割合15%以上を保つものとします。

（3）年次有給休暇の取得日数

令和7年度までに、職員一人当たりの年間の有給休暇取得日数を10日以上とします。

3 目標を達成するための取組み

前項で掲げた女性職員の活躍の推進に向けた目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施するものとします。

(1)職員一人当たりの超過勤務時間

目標：令和7年度までに、常勤職員の平均超過勤務時間を令和元年度の実績（月5.7時間）から1割以上縮減し、月5.1時間以下にします。

<取組内容>

- ①定時退庁日における定時退庁を徹底するとともに、管理職員が各職員に早期退庁を勧奨します。
- ②ワークライフバランス推進に資するような効率的な業務運営（スクラップアンドビルド、タイムマネジメントなど）や良好な職場づくりを行うための取組を推進します。
- ③時間当たりの生産性やワークライフバランスを考慮した人事評価を実施します。

(2)本組合職員に占める女性職員の割合

目標：令和年度までの5年間において、職員のうち女性職員の割合15%以上を保つものとします。

<取組内容>

- ①女性が活躍できる職場であることを、本組合への施設見学の対応等によりPRするとともに、ホームページ等で広報します。

(3)年次有給休暇の取得日数

目標：令和7年度までに、職員一人当たりの年間の有給休暇取得日数を10日以上とします。

〈取組内容〉

- ①年次有給休暇の取得目標を定めるとともに、各職員への目標の徹底を図ります。
- ②職員は事務事業の見直しと効率化により、時間外勤務の縮減に努めるものとします。

4 実施状況等の公表

本計画の実施状況及び女性の職業選択に資する情報について、各年度において、本組合ホームページ上等において公表を行うものとします。

制定・改廃履歴表

版数	制定・改廃年月日	改訂ページ	改訂内容
第1版	H28.4.1		新規制定
第2版	R3.4.1	3～5	<p>1 後期行動計画に伴う設定目標の修正。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員一人当たりの超過勤務時間削減目標 ・年次有給休暇平均取得日数目標 <p>2 その他、分かりやすいように字句の変更、訂正及び補足。</p>